



2025年1月31日

各位

会社名 GFA株式会社
代表者名 代表取締役社長 片田 朋希
(コード：8783、スタンダード市場)
問合せ先 経営企画部 部長 谷井 篤史
<https://www.gfa.co.jp/form/corp/>

(開示事項の経過) 第三者割当による新株式及び第16回新株予約権、第17回新株予約権の新株予約権の行使指示条件に関するお知らせ

当社は、2025年1月8日開催の当社取締役会において決議いたしました、第三者割当により発行される新株式（以下、「本新株式」といいます。）及び第16回新株予約権、第17回新株予約権（以下、「第16回新株予約権」及び「第17回新株予約権」といいます。併せて、個別又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行に関し、2025年1月24日から2028年1月21日までの行使期間における本新株予約権の行使指示条件に該当しましたので、お知らせいたします。

なお、本第三者割当の発行に関する詳細につきましては、2025年1月8日付で開示いたしました「第三者割当による新株式及び第16回新株予約権、第17回新株予約権の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 本新株予約権の行使指示条件への該当

割当予定先は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、引受契約により、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の連続する5取引日の終値が、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の連続する5取引日の終値が、（1）行使価額の110%を超過した場合、当社から行使請求を受けた割当予定先がその時点で保有する本新株予約権の20%を上限に、割当予定先に対して本新株予約権の行使を行わせることができるものとする。（2）行使価額の130%を超過した場合、当社から行使請求を受けた割当予定先がその時点で保有する本新株予約権の40%を上限に、割当予定先に対して本新株予約権の行使を行わせることができるものとする。

（3）行使価額の150%を超過した場合、当社から行使請求を受けた割当予定先がその時点で保有する本新株予約権の60%を上限に、割当予定先に対して本新株予約権の行使を行わせることができるものとする。上記行使指示を受けた割当予定先は、原則として5取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使するものとする。なお、当社からの行使請求に対し、割当予定先が行使しない場合、当社取締役会決議により本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で取得することができるものとする。

今回、2025年1月24日～2025年1月30日の5営業日に本件行使指示条件に該当しております。

なお、本新株予約権の行使による払込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、新株予約権行使により調達する時期は、新株予約権の行使状況によって決定されますが、今回は、調達資金使途が当社の企業価値の創造と向上に大きく寄与するものであることを割当予定先の方々からも理解を得ており、当社事業の進捗に応じた行使及び株価上昇にも応じて、当社側における行使指示条項もあることから、タイムリーな資金調達を可能とした条件ともなっております。

2. 第16回新株予約権（行使価格：400円）の該当状況

株式会社東京証券取引所において当社普通株式の連続する5取引日の終値が、行使価額150%を超過したため、当社から行使請求を受けた割当予定先がその時点で保有する本新株予約権の60%を上限に、割当先に対して本新株予約権の行使を行わせることができる条件に該当しております。

3. 第17回新株予約権（行使価格：450円）の該当状況

株式会社東京証券取引所において当社普通株式の連続する5取引日の終値が、行使価額130%を超過したため、当社から行使請求を受けた割当予定先がその時点で保有する本新株予約権の40%を上限に、割当先に対して本新株予約権の行使を行わせることができる条件に該当しております。

4. 当社からの理論上の行使指示可能金額

4,305,120,000円

行使指示可能金額ですが、第16回新株予約権、第17回新株予約権の割当先が保有する本新株予約権における該当条件の上限で行使を行った場合に調達可能となる見込み金額です。またそれに伴う、本新株式の発行により約66%の希薄化が想定されます。

5. 今後の見通しについて

本件が2025年3月期連結業績に与える影響はございませんが、今後公表すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上